

議案第14号

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（標識の設置及び説明等）

第1条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（区規則で定める者を除く。）は、同項の許可の申請をする前に、区規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。当該標識を変更したときも、同様とする。

2 前項の規定により標識を設置した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、区規則で定める者（以下「住民等」という。）に対し、区規則で定めるところにより説明会を実施し、その内容を区長に報告しなければならない。

3 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者は、前項の規定にかかわらず、住民等から営もうとする旅館業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、住民等の理解を得られるよう、これに誠実に対応しなければならない。

第6条第1項に次の2号を加える。

(4) 施設内その他区規則で定める場所には、区規則で定めるところにより、営業従事者を常駐させること。

(5) 玄関帳場を設置しない場合は、区規則で定めるところにより、公衆の見やすい

位置に、施設の名称、施設の所在地その他区規則で定める事項を表示しておくこと。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、区規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(許可施設の公表)

第12条 区長は、法第3条第1項の許可を受けた施設に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 名称
- (4) 所在地
- (5) 連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の2及び第6条第1項第4号の規定は、令和8年7月1日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、同日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(説明)

旅館業の適正な運営の確保を図るため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。